

平成29年度 当初予算 主要事業説明資料

特会2

(単位：千円)

事業名	農林業者労働災害共済特別会計		継続	予 算 額	財 源 内 訳				
					国庫支出金	府支出金	市 債	その他	一般財源
総合計画 (章)	豊かさにとぎわいを生み出すま ちづくり	(節)	農林業・内水面漁業の振興	2,954				2	2,952
目 的 目 標	農林作業中において不慮の災害を受けた者を救済するための共済制度を設け、農林業者の 生活の安定と福祉の増進に寄与			前年度当初予算額					
				2,955					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 共済加入者が農林作業中の事故で災害を受けた場合に負傷の程度に応じて見舞金を支給</li> <li>○ 加入対象：本市の住民基本台帳に記録されている満15歳以上の農林業従事者</li> <li>○ 会 費：1世帯当たり1,500円</li> <li>○ 共済期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで (中途加入は会費払込日の翌日から)</li> <li>○ 見 舞 金 (2,650) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療共済見舞金：負傷又は疾病による療養に要した一部負担の額 (限度額50千円)</li> <li>・ 休業共済見舞金：休業で農業・給与等の収入減となった期間の6日目以降 (上限90日間)</li> <li>・ 障害共済見舞金：障害が残った場合、障害等級表に応じた額 (900千円(1級)～30千円(14級))</li> <li>・ 遺族共済見舞金：死亡した場合、540千円</li> </ul> </li> </ul>			背 景 経 緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和52年10月から「綾部市農林業者労働共済制度」を設け、加入者からの会費と利子により基金を造成し、制度運営</li> </ul>				
							期待される 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安価な掛金で治療費の自己負担額が生じた場合や治療による休業のため収入が減少した場合の生活の安定</li> </ul>	
予算内訳	歳 入		歳 出		市民参加の 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年度加入戸数：1,699世帯(見込み)</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 共済会費収入 2,700</li> <li>■ 財産収入 2</li> <li>■ 繰入金 250</li> <li>■ 繰越金 1</li> <li>■ 諸収入 1</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業費 2,854</li> <li>■ 予備費 100</li> </ul>		他市の取組 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内市町村：同様の取組なし</li> <li>・ 他府県：福井県若狭町、島根県雲南市、鹿児島県湧水町などが条例を制定</li> </ul>			
					担当課・ 担当	農林課 管理担当		TEL	42-4266